

規制対象事項チェックリスト

103 プレス機械およびシャー（プレス等）

1. "プレス等については、作業者の手等が危険限界に入らないよう安全囲いを設ける等安全化措置をとっている、もしくは、それが作業の性質上困難な場合には、安全装置等による危険防止措置等をとっている。（両手操作式の安全装置の押しボタンを危険限界（スライドまたは刃物が作動する範囲）から安全距離以上離して取り付けるということは、プレス作業において、材料の送給誤り、型の中の材料の位置ズレ等、すでに両手で押しボタンを押しているのに、思わず押しボタンから手を離して材料の位置を直そうと型の中に手を入れようとしたとき、手が危険限界に到達する前にスライドが急停止する（安全 1 行程用の安全装置の場合）か、または、手が危険限界に到達する前にスライドが下死点に達している（両手起動式の安全装置の場合）状態（金型にはさまれない状態）にするものです。安全距離は所定の算式により求めます。）"
2. 金型の交換時におけるスライドが不意に下降する危険を防止している。
3. 金型の調整のためのスライドの作動は、寸動または手回しにより行っている。
4. プレス等のクラッチ、ブレーキその他の制御装置の機能を有効な状態に保持している。
5. 動力プレスおよび安全装置の切替えキースイッチのキーを保管する者を定め、キーを保管させている。
6. プレス等の作業を開始する前には所定の点検を行っている。
7. 点検において異常を認めたときは必要な措置を講じている。
8. プレス等による災害防止のため、作業主任者を選任している。
9. 動力プレスについては、1 年以内ごとに 1 回、定期に所定の事項について特定自主検査を実施して結果を記録し、その記録を 3 年間保存している。
10. 動力により駆動されるシャーについては、1 年毎に 1 回、定期に、所定の事項について自主検査を実施して結果を記録し、その記録を 3 年間保存している。
11. 機械の運転を開始する際に、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、また連続した一団の機械にあつては原動機に共通のスイッチを入れる場合、一定の合図のもとに行っている。
12. 運転中の機械に必要なが生じた場合には、運転を停止するための、スイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力遮断装置を設けている（連続した一連の機械で、共通の動力遮断装置があり、かつ、行程の途中で人力による原材料の送給、取り出し等を行う必要がないものを除く）。
13. 機械の運転を開始する際に、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、また連続した一団の機械にあつては原動機に共通のスイッチを入れる場合、一定の合図のもとに行っている。